

創立25年

初心を忘れず 笑顔の世界をめざす力に



新年あけましておめでとうございます。おかげさまで（小倉東総合法律事務所は）今年創立25周年を迎えました！

私は、1999年（平成11年）1月、14年間在籍した北九州第一法律事務所を独立し、現在地に「小倉東総合法律事務所」を創立しました。弁護士1人、事務員1人、パート1人の体制でした。以来、25年になります。弁護士5名、事務局員3名の体制となりました。

これまでご支援、ご鞭撻を頂いた多くのお客様、関係者の皆様方に心から感謝いたします。

事務所を創立して1年半後に事務所ニュース「東風」を発刊しました。いま、創刊号を読み返してみると「偶々、幸運にも21

世紀を迎えることができる私達としては、手を拱いているわけにはいかない。少しでも人間として豊かに生きられる社会を実現するために、学校で職場で地域社会で頑張っている人達に依拠し、手を取り合って生きていきたいと思う」との決意を書いています。この25年間、どう生きてきたか？ どう仕事をしてきたか？ 振り返れば、不十分どころばかりですが、曲がりなりにも頑張ってきたかなと思っています。

私は、小心者なので、戦争は嫌だし、怖い。もっと嫌なのは、戦争前夜のような言いたいことも言えない、息をひそめて生活をするか、時の権力者に媚びた生き方しかできない抑圧された時代です。振り返ってみると、小泉内閣の下で、自由主義的

改革が進み、社会的な格差が広まり、この行詰まりの中で戦争さえ歓迎的な若者の出現、憲法を改悪しようという雰囲気が国民の中で広まった時代に危機感を覚えていました。そして、安倍政権の中で、2015年「戦争法」がつくれ、いつでも戦争ができる国に日本はなろうとしています。今、岸田政権は、ロシアのウクライナ侵攻やイスラエルのガザ侵攻を利用し、軍備増強、大増税、敵基地攻撃の能力保有、総裁任期内での憲法改悪を画策しています。

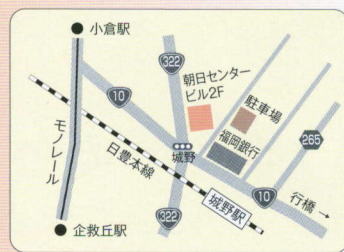
私たちは、平和な社会実現のために、一人ひとりが今できることを考え、行動しようではありませんか。皆の力を集めれば、龍が飛ぶが如く巨大な力になります。子どもらの笑顔のために頑張りましょう！

■ みなさんといっしょに環境や社会の問題を考え、紙面を作っていきます。

東風

No.39

● 発行日 2024年1月1日
● 発行所 小倉東総合法律事務所
● 編集者 荒牧 啓一
● 連絡先 〒802-0062 北九州市小倉北区
片野新町2丁目12番21号
朝日センタービル2階
TEL.093(932)5575
FAX.093(932)5600
e-mail:ponpoko@lime.ocn.ne.jp



子どもの権利を尊重するって？

「あなた・お前の為を思って言ってるのに！」
 「子どもなんだから」「わがまま言わない」
 みなさん、お子さんに対して
 そんな言葉を使ってませんか？ 弁護士 白石 寛



「子どもの権利条約」が採択されて35年

18歳に達していない子どもは、成長のために守られ配慮されるべきであるとともに、おとなと同様にひとりの個人として尊重されなければなりません。

子どもの権利条約は、こうした理念の下、子どもたちが持つ様々な権利を定めています。1989年に国連総会で採択されて今年で35年、1994年に日本が批准して今年で30年になります。また、2023年4月には、日本国憲法と子どもの権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的とする、子ども基本法が施行されました。

子どもの権利条約フォーラムに参加

ただ、日本では、条約、子どもの権利についての考えが広く根づいているとはいえません。子どもの権利条約フォーラムは、子どもの権利条約の普及と子どもの権利に関わる活動を行っている個人団体の意見交換や交流の場として、1993年から年1回開催されています。2023年11月に愛知県豊田市で開催されたフォーラムに参加してきました。

子どもと作られたイベント

1日目の全体会は、日本人初の国連子どもの権利委員会の委員である大谷美紀子弁護士の講演、全

国各地の子どもたちの団体の活動報告、子どもたちとのパネルディスカッション等が行われました。

2日目は各分科会企画が開催され、愛知県弁護士会企画のシンポジウム、「子どもの声で学校をつくる～校則と子どもの権利」に参加しました。校則についての弁護士会の報告、高校の生徒たちによる校則のルールメイキングについての報告、パネルディスカッションが行われました。

全体会の司会を子どもたちが務め、会の受付にも子どもたちが参加していたり、2日目の会場に子どもたちの制作が飾られていたり、子どもたちと作るイベントだと感じられました。



子どもたちの声

- 「コロナで文化祭をするかどうかアンケートを取られたけど、結局決めるのは先生だった」
- 「私たちを守ってもらうためにおとなに決めてもらった方がいいこともある」
- 「『わがまま』というけど、どこからが権利でどこ

からがわがままなのかよく考えることが大事」

- 「おとなは子どもというだけで話を聞いてくれない」
- 「目を見てうなずいてくれて話を最後まで聞いてくれるだけで、ここにいていいんだなって安心できる」

1日目で子どもたちが言っていた言葉です。

先生たちの声

- 「先生は良かれと思って指導しているが、このままでは子どもたちは何も考えない、おとなの指示に従えばよいと考えてしまう」
- 「今の校則を変えていくにあたって、先生たちは『荒れてしまうのではないか』ということや『地域の目』を恐れている」
- 「生徒たちが校則のルールメイキングをするようになって、明るくなった、よく喋るようになった、『こんなことを考えているんだ』と知ることができた」

2日目のパネルディスカッションでの校長先生の言葉です。



私たちおとなができることは

子どもたちは、我々おとなのことを見ているし、子どもたちなりにいろんなことを考えています。

私たちおとなができることは、子どもの「目を見て」「話をよく聞いて」、その考えを理解してあげることではないでしょうか。考えが違うのであれば、よく話してみましよう。そうすればきっと、私たちに信頼してくれて「私・僕の為に言ってくれてるんだ」と伝わり、「どこからがわがまま」ではいけないことなのか、考えてくれるはずです。子どもたちはみんな個性を持つ一人の人間で、社会の宝物です。もっともっと子どもに愛情を伝え、笑って話しましょう。子どもの幸せは大人の幸せです！

入所して1年を振り返って

弁護士
土田 礼二郎



私が当事務所に入所してからもうすぐ1年が経とうとしています。日々慌ただしく過ごし、振り返ってみるとあっという間の1年間でした。事務所の先輩方はとても頼りがいが

あり、未熟な私はいつも頼っております。

弁護士は、法律に則り依頼者の最善を尽くすこととされています。もっとも法律の中には、内容から不合理な法律や、社会の変化に対応できていない法律があり、法律の存在自体を争うことが必要になってくる場合もあります。実際に、数年前には適法とされていた法律が、今年になって違憲であるという判決も下されました。

依頼者の方からどのような相談があっても慌てずに速やかな対応ができるよう、日々精進したいと思います。